

大阪港の港湾事業継続計画(大阪港 BCP)

～資料編～

大阪港 B C P 担当者用

平成 30 年 2 月

大阪港 BCP 協議会

大阪港BCP資料一覽

[illegible]

目 次

	頁
1. 緊急連絡体制表	1
2. 大阪港BCP情報連絡シート	3
3. 「大規模地震・津波発生時の大阪湾BCPに基づく緊急物資輸送等にかかる航路 啓開活動に関する申合せ」に基づく阪神港大阪区における作業許可申請書等の 事前協議について	4
【様式】	
＜事前確認用 港内作業許可申請書＞	
測量及び調査	5
撤去	18
撤去(大阪市直営部隊)	35
＜発災時用 発災時の要件確認表	
測量及び調査	47
撤去	50
撤去(大阪市直営部隊)	55

大阪港 BCP 協議会 緊急連絡体制表

平成 年 月 日現在

1

構成員名	事務所所在地	緊急時の連絡先				利用可能な 緊急通信手段
		昼間時		夜間・休日時		
		部署・役職・担当者	連絡先	部署・役職・担	連絡先	
大阪市港湾局【事務局】	〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 10 階					
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所	〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番 1- 1500 号(オーク1番街 15 階)					
大阪海上保安監部	〒552-0021 大阪市港区築港 4-10-3 港湾合同庁舎7階					
財務省大阪税関	〒552-0021 大阪市港区築港 4-10-3					
大阪府西大阪治水事務所	〒550-0006 大阪市西区江之子島 2-1-64					

※個人情報を含むため、内容を一部削除しています。

構成員名	事務所所在地	緊急時の連絡先				利用可能な 緊急通信手段
		昼間時		夜間・休日時		
		部署・役職・担当者	連絡先	部署・役職・担	連絡先	
大阪船主会	〒530-6106 大阪市北区中之島 3-3-23					
大阪港運協会	〒552-0021 大阪市港区築港 4-9-6 タラッサビル 5 階					
大阪フェリー協会	〒559-0032 大阪市住之江区南港南 2-2-24 大阪フェリー協会					
大阪港タグセンター事業協同 組合	〒552-0021 大阪市港区築港 3-7-15 港振興ビル 301 号					
大阪湾水先人区水先人会	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-5					
大阪港埠頭株式会社	〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCO's 棟南館 5 階					
阪神国際港湾株式会社 (大阪事業本部)	〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル O's 棟南館 5 階					

※個人情報を含むため、内容を一部削除しています。

大阪港 BCP 情報連絡シート（確認後すぐに）

※本表は大阪市内において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、または、津波浸水被害が発生した場合、発災後できるだけ速やかに協議会事務局に提出をお願いします（被災状況は、追加連絡可）

記入日 年 月 日 時

●連絡先

機関名：	担当者氏名：
使用できる通信手段（緊急連絡体制表と連絡先が異なる場合は番号・アドレスを記載）	
☐ 電 話： ☐ 携 帯： ☐ F A X： ☐ E メール： ☐ 衛星電話： ☐ そ の 他：	

●施設・機材の被災状況（把握できるものだけで可、被災が無い場合は「なし」と記載）

名称	被災状況 ○：使用可能、×：使用不能 △：応急復旧により使用可能	数量、延長等	備考

※公共施設、私有施設を問わない。

●業務対応の可否（○を記載）

業務できる ・ 業務できない

●その他連絡事項（ライフラインの使用可否、代替事務所など）

--

【連絡先】大阪市港湾局 計画整備部 計画課
 TEL：06-6615-7777
 FAX：06-6615-7789
 mail：na0005@city.osaka.lg.jp（組織）
 口頭連絡・写真メール送信可

■大規模地震・津波発生時の緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動の迅速対応

通常は申請から許可までの時間を要する工事や調査(原則、着手する1か月前まで)を、あらかじめ想定の作業や範囲を事前に申請様式で提出しておき、災害発生後に確定条件等を追加提出することで、作業許可手続きの短縮を図ります。

大阪港では平成29年3月15日に阪神港長への事前協議が承諾されました。

<承諾された事項>

事前協議の 「港内作業許可申請書」

港内作業許可申請書

申請者 氏 名：〇〇株式会社
会社名：〇〇株式会社
所 属：〇〇 〇〇

1. 目的および概要
(調査)
本申請は、平成 27 年 8 月 5 日の国土交通省北陸地方整備局及び国土交通省近畿地方建設局との間で締結された「大規模地震・津波発生時の大阪港における緊急物資輸送等に関する事前協議」に基づき、災害発生時に必要となる港内作業の範囲を事前に申請し、災害発生後に確定条件等を追加提出することで、作業許可手続きの短縮を図ります。

2. 調査方法
(調査)
本調査は、阪神港長が、本港の航路啓開区域及び港内作業区域を調査し、調査結果を港長に提出し、港長の承認を得るものとします。

3. 調査結果
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

4. 調査結果
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

5. その他
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

発災後に追加提出する 「要件確認表」

発災時の要件確認表(概要)

阪神港長 殿

1. 発災年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

2. 申請者 氏 名：〇〇株式会社
会社名：〇〇株式会社
所 属：〇〇 〇〇

3. 調査方法
(調査)
本調査は、平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
(申請日 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日)
作業時間：日中～日没まで

4. 調査結果
(調査)
〇〇株式会社
〇〇株式会社
調査員氏名 〇〇 〇〇
調査員氏名 (署名) * * * * *
調査員氏名 (署名) * * * * *
調査員氏名 (署名) * * * * *

5. 調査結果
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

6. 調査結果
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

7. 調査結果
(調査)
本調査の結果、本港の航路啓開区域及び港内作業区域は、港長の承認を得るものとします。

- 作業種別
- ① 航路啓開(測量)(調査)
 - ② 航路啓開(撤去)
 - ③ 大阪市直営 航路啓開(撤去)



図-1 大阪港航路啓開区域

港内作業許可申請書

平成 年 月 日

阪 神 港 長 殿

※申請者 住 所：〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

会社名：〇〇建設株式会社

氏 名：〇〇 〇〇

1. 目的および種類

(目的)

本手続きは、平成 27 年 3 月 5 日の国土交通省近畿地方整備局長及び海上保安庁第五管区海上保安本部長で交わした「大規模地震・津波発生時の大阪湾 BCP に基づく緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動に関する申し合わせ」における航路啓開実施要領に基づくものです。

本作業は、阪神港大阪区、主航路の航路啓開に必要な測量、調査および此花地区北港岸壁(-7.5m)、港地区安治川第 1 号岸壁(-10m)、大正地区鶴浜岸壁(-10m)、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁(-15m)C12 岸壁(-16m)、南港地区 A1・A2・A3 岸壁(-7.5m)の泊地現状を把握するため、測量、調査するものです。

(種類)

事前深浅測量・事後深浅測量・潜水調査

2. 期間および時間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(予備日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日)

作業時間：日出～日没まで

3. 区域または場所

阪神港大阪区 主航路および此花地区北港岸壁(-7.5m)、港地区安治川第 1 号岸壁(-10m)、大正地区鶴浜岸壁(-10m)、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁(-15m)、C12 岸壁(-16m)、南港地区 A1・A2・A3 岸壁(-7.5m) (別紙 1 参照)

4. 方法

別紙のとおり (別紙 2 参照)

5. その他

(1) 事故防止措置：別紙のとおり (別紙 3 参照)

※ (2) 連絡先：〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

現場責任者 〇〇 〇〇

電話番号 (昼間) ***-***-***

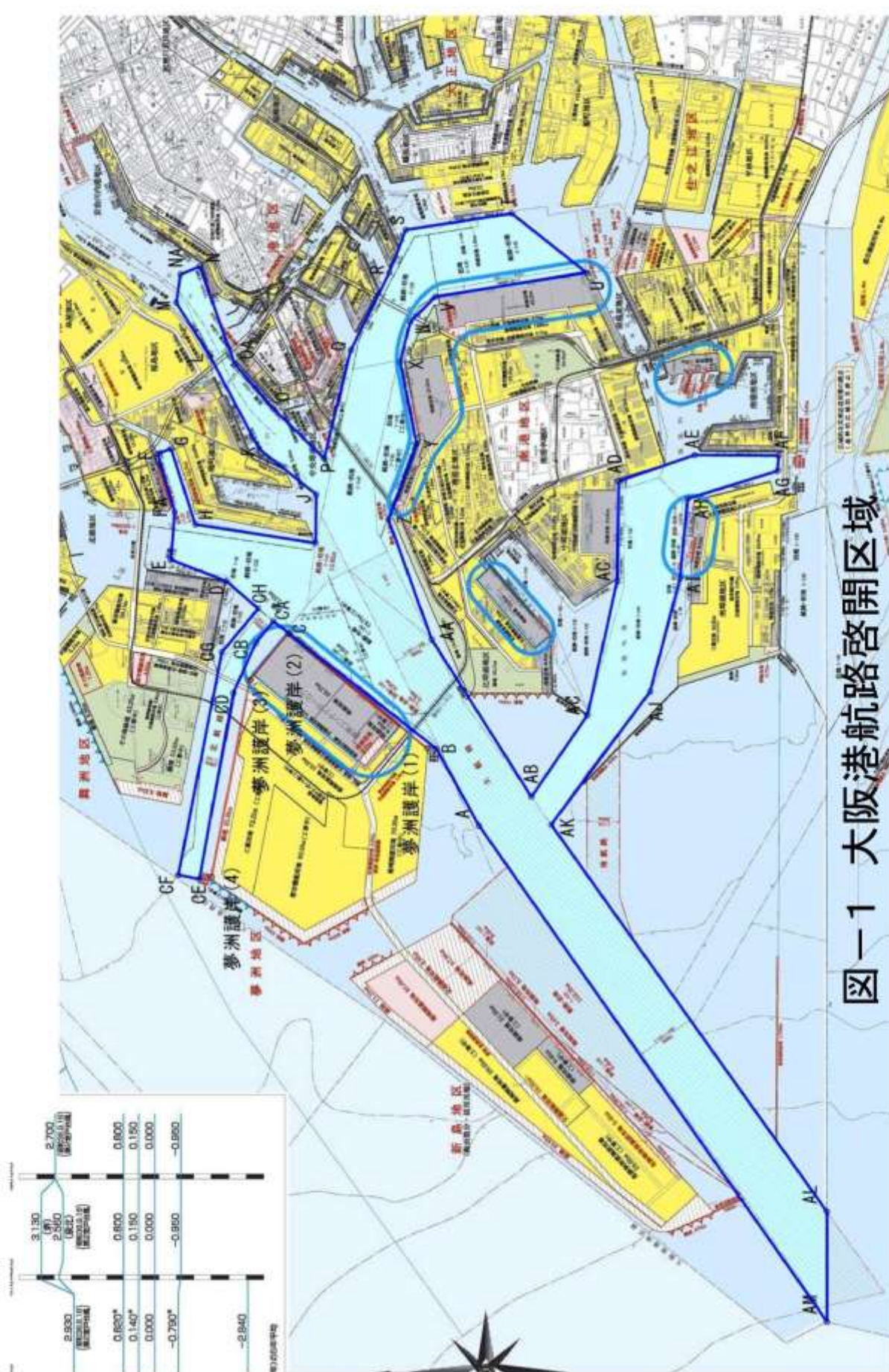
(夜間) ***－***－***

(3) 発注者：近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所又は大阪市港湾局
※ 申請者及び 5. その他(2)連絡先は、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

なお、発災後でなければ確認できない要件（申請者、期間および時間、連絡先、発注者、潜水作業方式、使用船舶etc）については、別途、発災時の要件確認表の提出（報告）をもって、迅速に航路啓開活動を開始できるものとする。

(別紙 1)

作 業 区 域



図一1 大阪港航路啓開区域

表-1 大阪港区域

点名称	緯度(dms)	経度(dms)	平面直角座標系(VI系)	
			X座標(m)	Y座標(m)
A	343814.5190	1352305.2706	-150992.117	-56402.106
B	343827.7832	1352333.8790	-150587.832	-55671.068
C	343913.2641	1352416.4672	-149192.922	-54578.238
CA	343918.0546	1352420.8750	-149045.977	-54465.134
CB	343923.3590	1352412.8652	-148881.330	-54668.111
CD	343930.1800	1352354.1646	-148668.324	-55142.997
CE	343940.2834	1352244.8544	-148346.306	-56905.767
CF	343946.7158	1352246.3665	-148148.344	-56866.049
CG	343933.7748	1352409.2690	-148559.849	-54757.772
CH	343922.6946	1352425.5448	-148903.707	-54345.392
D	343932.5064	1352435.6536	-148602.890	-54086.238
E	343949.6321	1352443.5145	-148076.373	-53883.015
FA	343948.4884	1352501.2815	-148114.241	-53430.889
F	343953.8254	1352522.9108	-147952.964	-52879.284
G	343949.7501	1352524.7758	-148078.808	-52832.523
H	343942.1256	1352456.6576	-148309.613	-53549.746
I	343905.2532	1352450.0363	-149444.769	-53724.931
J	343905.1261	1352508.1123	-149451.350	-53264.690
K	343922.7188	1352524.8860	-148911.729	-52834.482
L	343937.9685	1352559.3384	-148446.823	-51954.635
M	343948.3887	1352619.1138	-148128.569	-51449.364
NA	343947.1180	1352629.6195	-148169.210	-51182.116
N	343941.2725	1352632.5549	-148349.737	-51108.380
OA	343930.3437	1352556.4030	-148681.340	-52030.694
O	343918.5023	1352540.0358	-149043.847	-52449.486
P	343902.7659	1352521.4871	-149526.033	-52924.546
Q	343854.7589	1352601.8104	-149778.574	-51899.181
R	343843.0658	1352630.7010	-150142.970	-51165.516
S	343838.1088	1352646.6140	-150297.943	-50761.136
T	343805.6776	1352652.9703	-151298.115	-50604.744
U	343742.5414	1352631.0320	-152007.921	-51167.411
V	343828.8120	1352621.9167	-150580.923	-51391.646
W	343836.5655	1352612.4925	-150340.682	-51630.307
X	343839.6160	1352557.5065	-150244.549	-52011.400
Y	343834.4047	1352527.2254	-150400.747	-52783.424
Z	343842.9206	1352458.9528	-150134.210	-53501.878
AA	343829.4169	1352414.4816	-150543.667	-54636.784
AB	343758.5554	1352316.2130	-151485.694	-56126.420
AC	343741.5439	1352346.6202	-152014.530	-55355.134
AC'	343732.6072	1352436.7275	-152297.445	-54080.516
AD	343732.3530	1352513.6518	-152310.733	-53140.072
AE	343709.0870	1352523.5395	-153029.056	-52892.326
AF	343643.2762	1352523.5395	-153824.347	-52896.875
AG	343643.6577	1352517.8232	-153811.760	-53042.430
AH	343711.1213	1352507.3175	-152964.003	-53305.183
AI	343713.4098	1352437.4999	-152889.079	-54064.299
AJ	343722.3594	1352355.5182	-152607.006	-55132.027
AK	343752.4222	1352305.9161	-151673.077	-56389.820
AL	343627.1254	1352042.8338	-154278.339	-60051.060
AM	343626.8747	1352001.8700	-154279.230	-61094.718

(別紙2)

作 業 方 法

1. 作業内容

工事区分・工種	規格	単位	数量	適用
測量工（深淺測量）		式	1	
事前測量		式	1	
事後測量		式	1	
潜水調査		式	1	

2. 測量・調査方法

2-1. 測量工（深淺測量）

2-1-1. 事前測量

測量船に音響測深機（NMB 等を含む）および人工衛星測位機(D-GPS システム)を搭載し、測深要領図に示す要領で行います。

測線間隔は、未測深幅 0 m となるように設定します。(付図-1 参照)。

測位は、人工衛星測位機(D-GNSS システム)を使用し、予定測線および自船位置と偏位量をリアルタイムに画面表示させ、それに依り測量船が直線的に航走する様に誘導すると共に、座標にて位置整理を行います。

2-1-2. 事後測量

航路障害物撤去後、所定の水深が確保されているかの確認の深淺測量を実施します。また、障害物の撤去後の測量については、撤去されたことを確認できる測線幅を設定します。

測量は、事前測量と同様に行います。

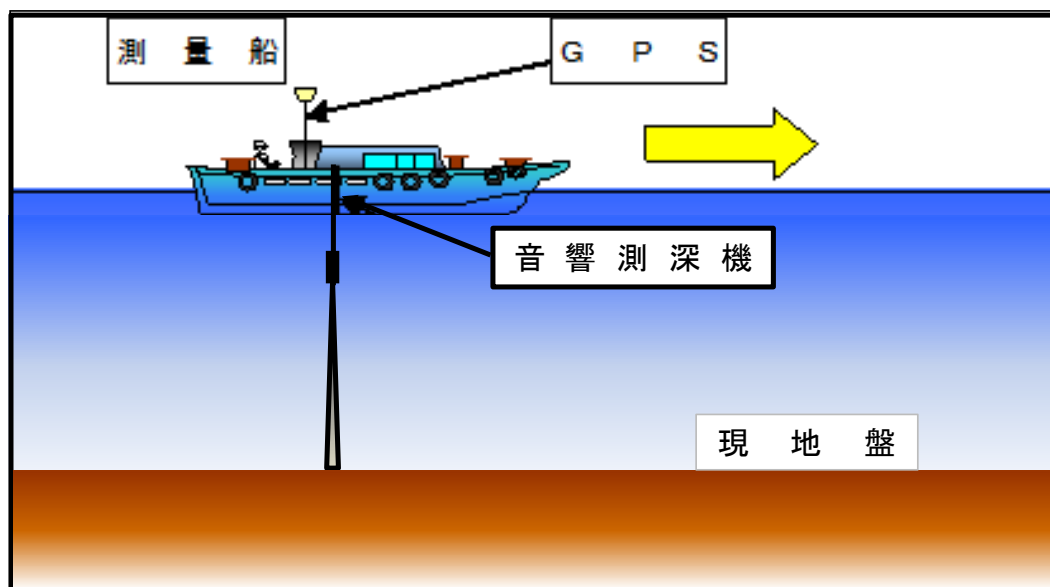
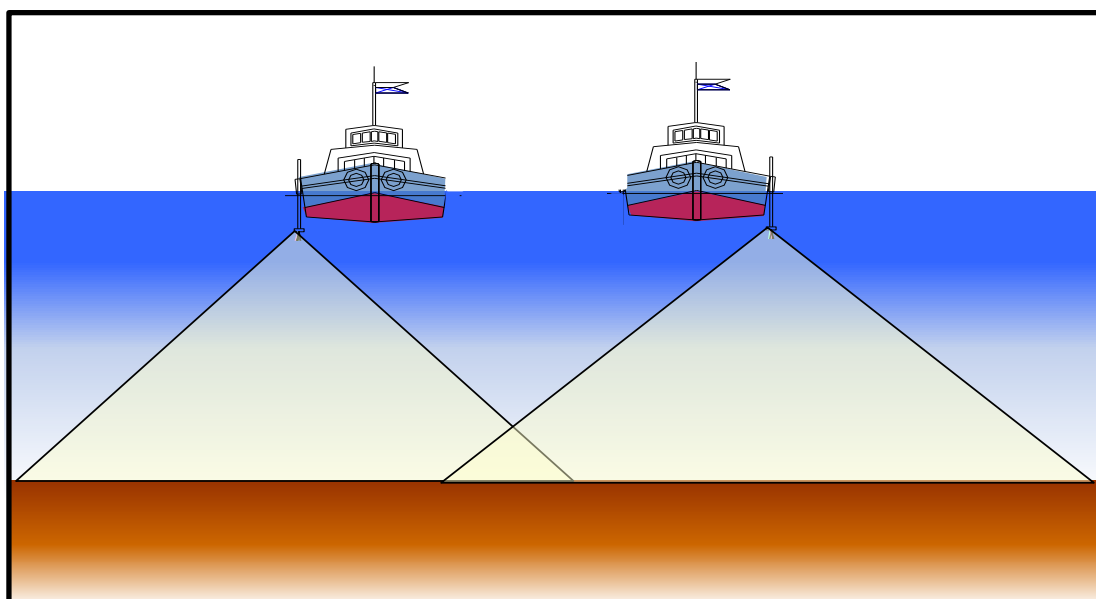


図-2 測深要領図

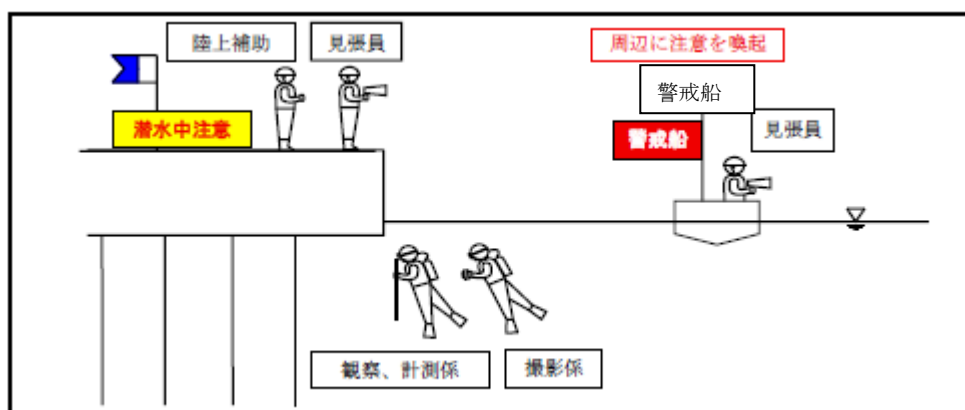


図－３ 付図－１

２－２．潜水調査

２－２－１．潜水調査

- (1) 港湾構造物の海面上部及び水中部を潜水土が被害状況等を目視点検する。
- (2) 被災状況が確認された場合は計測、記録及び写真撮影を行います。
- (3) 潜水作業は、〇〇〇〇〇方式により行います。



図－４ 潜水調査概要図

３．使用船舶

使用船舶については、以下の使用船舶一覧表に記載した 20 トン未満の小型船を使用します。

作業種別	船名	総トン数	長さ	船舶番号	船長
------	----	------	----	------	----

		(t)	(m)		
測量船及び 調査船					

事故防止措置及び安全管理

1. 共通

- (1) 本作業の現場責任者を以下の様に定め、作業全般の事故防止等について監督させます。

現場責任者 氏名 ()
※会社名 ()
連絡先 衛星電話 ()
現場連絡先 衛星電話 ()

- (2) 事前に作業内容等について関係者に周知し、所要の調整を図ります。また、作業区域周辺の被災状況等に関する情報を収集・整理し、作業関係者に周知します。
- (3) 予め緊急連絡体系表及び避難場所・避難経路図等を作成し、作業現場のわかりやすい場所に掲示します。また、事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡系統図により速やかに大阪海上保安監部に通報すると共に応急措置を施します。
- (4) 作業中は発注者との連絡手段を常時確保し、連絡を密にします。また、定時連絡等を設定するなどして作業船の現在位置を陸上関係者に連絡します。
- (5) 気象・海象情報を毎日収集し、事前に状況把握を行って作業の実施判断を行います。
- (6) 作業中は最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常に気象・海象の変化に留意し、次の基準に達した場合は作業を中止します。また、波浪警報等の気象警報が発表された場合は、速やかに沖合に避難或いは関係者を高台等の安全な場所に避難させます。

<作業中止基準>

	一般作業	潜水作業
風 速	10 m/秒 以上	8 m/秒 以上
波 高	1 m以上	0.5 m以上
視 程	2 km以下	2 km以下
潮 流	—	1 ノット/秒以上

※作業中止基準以下であっても危険と判断される場合には作業を中断・中止します。

(その他)

- ・大阪府及び和歌山県内で震度4以上の地震が発生した場合
 - ・津波注意報、警報が発表された場合
 - ・港長の指示があった場合
 - ・その他、現場責任者又は船長が危険と判断した場合
- (7) 港長から港則法第37条第3項及び第4項に基づく勧告・命令等の措置が講じられた場合は、これに従い安全な場所へ避難します。
- (8) 海事関係法令等は必ず遵守します。また、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火及び形状物を掲げます。

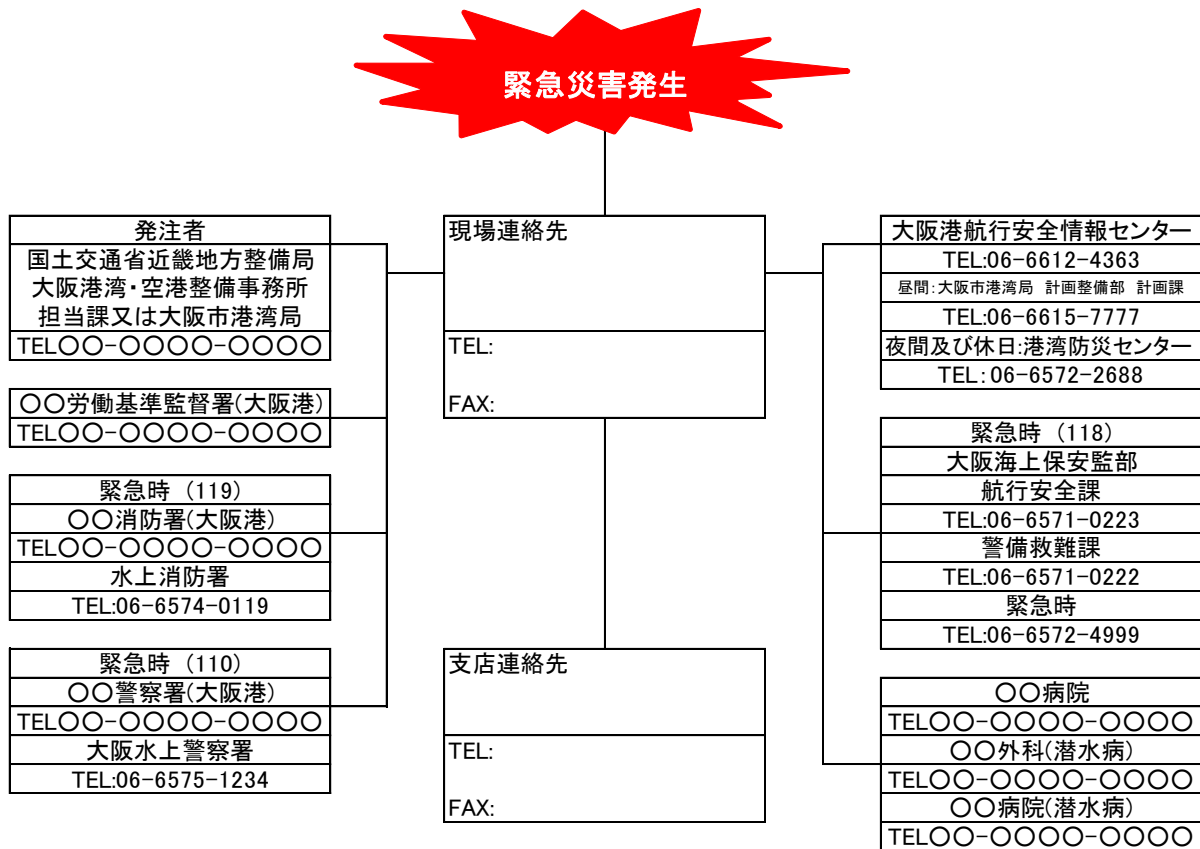
- (9) 作業船が作業現場等に夜間停泊する場合は、陸上関係者（大阪海上保安監部等）と十分調整のうえ安全な場所に停泊することとし、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照明します。また、アンカーワイヤーの水深5mの位置にアンカーブイ（黄色俵型、灯火付き）をそれぞれ設置します。
- (10) 作業員には救命胴衣、安全靴、安全帽、作業に必要な保護具の着用を義務付け、これを徹底させます。
- (11) 資機材等が海面に落下しないよう所要の措置を講じます。
- (12) 流出のおそれのある資機材には、所有者名及び連絡先を明記し、適切に管理します。
また、万一、資機材等が流出した場合には責任を持って回収します。
- (13) 作業中における油脂類等の取り扱いについては、海上流出等を生じさせないように万全の注意を払います。
- (14) 引火性危険物を取り扱う岸壁付近での作業に際しては、適時ガス検知を実施し、火気の取り扱いには十分注意します。
- (15) 作業員には許可書記載内容を周知し、徹底させます。
- (16) 許可内容を変更する場合は、大阪海上保安監部と調整の上、所要の手続きを行います。
- (17) 本許可書は現場に携行します。
- (18) 作業に際し港長から本許可申請書に対する特別の指示があった場合は、これに従います。

※1. 共通(1)会社名は、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

2. 潜水作業災害の防止

- (1) 潜水作業に先立ち、潜水土の健康状態の確認、潜水機材の点検、整備を行います。
- (2) 作業船（潜水土船）には海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
- (3) 作業中は、専従の警戒員の配置、または、警戒船を配備し、接近船舶等があれば赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- (4) 作業船には海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- (5) 作業船（潜水土船）と専従の警戒要員または警戒船とは、トランシーバー等により、また作業船（潜水土船）と潜水土とは水中電話等により、常時連絡設定します。
- (6) 事前に再圧治療が可能な病院を把握し、潜水病が発生した場合は速やかに移送します。

※3. 緊急連絡体系表



緊急時連絡表

役 職	氏 名	連絡先	
		昼・平日	夜間・休日
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所又は大阪市 港湾局		TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
主任調査職員	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
調査職員	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
〇〇〇〇株式会社		**-*-*-*-*	
管理技術者	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
主任技術者	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*

※3. 緊急連絡体系表の現場連絡先・支店連絡先が、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

港内作業許可申請書

平成 年 月 日

阪 神 港 長 殿

※申請者 住 所：〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

会社名：〇〇建設株式会社

氏 名：〇〇 〇〇

1. 目的および種類

（目的）

本手続きは、平成 27 年 3 月 5 日の国土交通省近畿地方整備局長及び海上保安庁第五管区海上保安本部長で交わした「大規模地震・津波発生時の大阪湾 BCP に基づく緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動に関する申し合わせ」における航路啓開実施要領に基づくものです。

本工事は、阪神港大阪区、主航路の航路啓開および此花地区北港岸壁(-7.5 m)、港地区安治川第 1 号岸壁(-10m)、大正地区鶴浜岸壁(-10m)、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁(-15m)、C12 岸壁(-16m)、南港地区 A1・A2・A3 岸壁(-7.5 m)の泊地内にある障害物撤去及び応急復旧を行うものです。

（種類）

事前深浅測量・事後深浅測量・潜水調査、航路障害物撤去、岸壁応急復旧

2. 期間および時間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

（予備日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

作業時間：日出～日没まで

3. 区域または場所

阪神港大阪区 主航路および此花地区北港岸壁(-7.5m)、港地区安治川第 1 号岸壁(-10m)、大正地区鶴浜岸壁(-10m)、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁(-15 m)、C12 岸壁(-16m)、南港地区 A1・A2・A3 岸壁(-7.5m)（別紙 1 参照）

4. 方法

別紙のとおり（別紙 2 参照）

5. その他

（1）事故防止措置：別紙のとおり（別紙 3 参照）

※（2）連絡先：〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

現場責任者 〇〇 〇〇

電話番号 (昼間) ***-***-***

(夜間) ***-***-***

（3）発注者：近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所または大阪市港湾局

※ 申請者及び 5. その他(2)連絡先は、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

なお、発災後でなければ確認できない要件（申請者、期間および時間、連絡先、発注者、潜水作業方式、使用船舶etc）については、別途、発災時の要件確認表の提出（報告）をもって、迅速に航路啓開活動を開始できるものとする。

(別紙 1)

作 業 区 域



表-1 大阪港区域

点名称	緯度(dms)	経度(dms)	平面直角座標系(VI系)	
			X座標(m)	Y座標(m)
A	343814.5190	1352305.2706	-150992.117	-56402.106
B	343827.7832	1352333.8790	-150587.832	-55671.068
C	343913.2641	1352416.4672	-149192.922	-54578.238
CA	343918.0546	1352420.8750	-149045.977	-54465.134
CB	343923.3590	1352412.8652	-148881.330	-54668.111
CD	343930.1800	1352354.1646	-148668.324	-55142.997
CE	343940.2834	1352244.8544	-148346.306	-56905.767
CF	343946.7158	1352246.3665	-148148.344	-56866.049
CG	343933.7748	1352409.2690	-148559.849	-54757.772
CH	343922.6946	1352425.5448	-148903.707	-54345.392
D	343932.5064	1352435.6536	-148602.890	-54086.238
E	343949.6321	1352443.5145	-148076.373	-53883.015
FA	343948.4884	1352501.2815	-148114.241	-53430.889
F	343953.8254	1352522.9108	-147952.964	-52879.284
G	343949.7501	1352524.7758	-148078.808	-52832.523
H	343942.1256	1352456.6576	-148309.613	-53549.746
I	343905.2532	1352450.0363	-149444.769	-53724.931
J	343905.1261	1352508.1123	-149451.350	-53264.690
K	343922.7188	1352524.8860	-148911.729	-52834.482
L	343937.9685	1352559.3384	-148446.823	-51954.635
M	343948.3887	1352619.1138	-148128.569	-51449.364
NA	343947.1180	1352629.6195	-148169.210	-51182.116
N	343941.2725	1352632.5549	-148349.737	-51108.380
OA	343930.3437	1352556.4030	-148681.340	-52030.694
O	343918.5023	1352540.0358	-149043.847	-52449.486
P	343902.7659	1352521.4871	-149526.033	-52924.546
Q	343854.7589	1352601.8104	-149778.574	-51899.181
R	343843.0658	1352630.7010	-150142.970	-51165.516
S	343838.1088	1352646.6140	-150297.943	-50761.136
T	343805.6776	1352652.9703	-151298.115	-50604.744
U	343742.5414	1352631.0320	-152007.921	-51167.411
V	343828.8120	1352621.9167	-150580.923	-51391.646
W	343836.5655	1352612.4925	-150340.682	-51630.307
X	343839.6160	1352557.5065	-150244.549	-52011.400
Y	343834.4047	1352527.2254	-150400.747	-52783.424
Z	343842.9206	1352458.9528	-150134.210	-53501.878
AA	343829.4169	1352414.4816	-150543.667	-54636.784
AB	343758.5554	1352316.2130	-151485.694	-56126.420
AC	343741.5439	1352346.6202	-152014.530	-55355.134
AC'	343732.6072	1352436.7275	-152297.445	-54080.516
AD	343732.3530	1352513.6518	-152310.733	-53140.072
AE	343709.0870	1352523.5395	-153029.056	-52892.326
AF	343643.2762	1352523.5395	-153824.347	-52896.875
AG	343643.6577	1352517.8232	-153811.760	-53042.430
AH	343711.1213	1352507.3175	-152964.003	-53305.183
AI	343713.4098	1352437.4999	-152889.079	-54064.299
AJ	343722.3594	1352355.5182	-152607.006	-55132.027
AK	343752.4222	1352305.9161	-151673.077	-56389.820
AL	343627.1254	1352042.8338	-154278.339	-60051.060
AM	343626.8747	1352001.8700	-154279.230	-61094.718

(別紙2)

作 業 方 法

1. 作業内容

工事区分・工種	規格	単位	数量	適用
測量工(深淺測量)		式	1	
事前測量		式	1	
事後測量		式	1	
潜水調査		式	1	
撤去工		式	1	
航路障害物撤去		式	1	
復旧工		式	1	
応急復旧		式	1	

2. 測量・調査方法

2-1. 測量工（深淺測量）

2-1-1. 事前測量

測量船に音響測深機（NMB 等を含む）および人工衛星測位機(D-GPS システム)を搭載し、測深要領図に示す要領で行います。

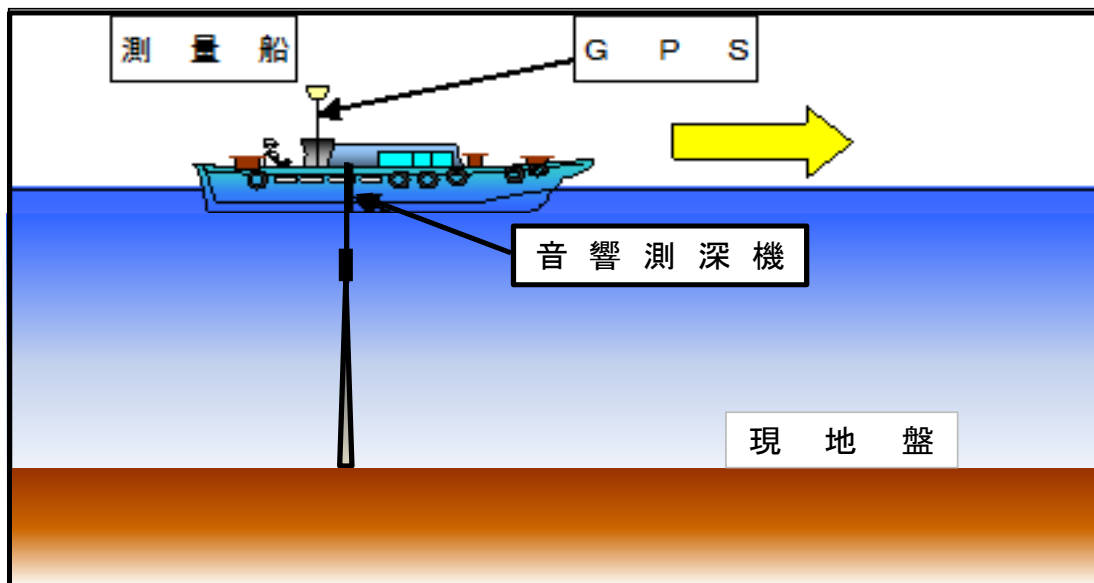
測線間隔は、未測深幅 0 m となるように設定します。(付図－1 参照)。

測位は、人工衛星測位機(D-GNSS システム)を使用し、予定側線および自船位置と偏位量をリアルタイムに画面表示させ、それに依り測量船が直線的に航走する様に誘導すると共に、座標にて位置整理を行います。

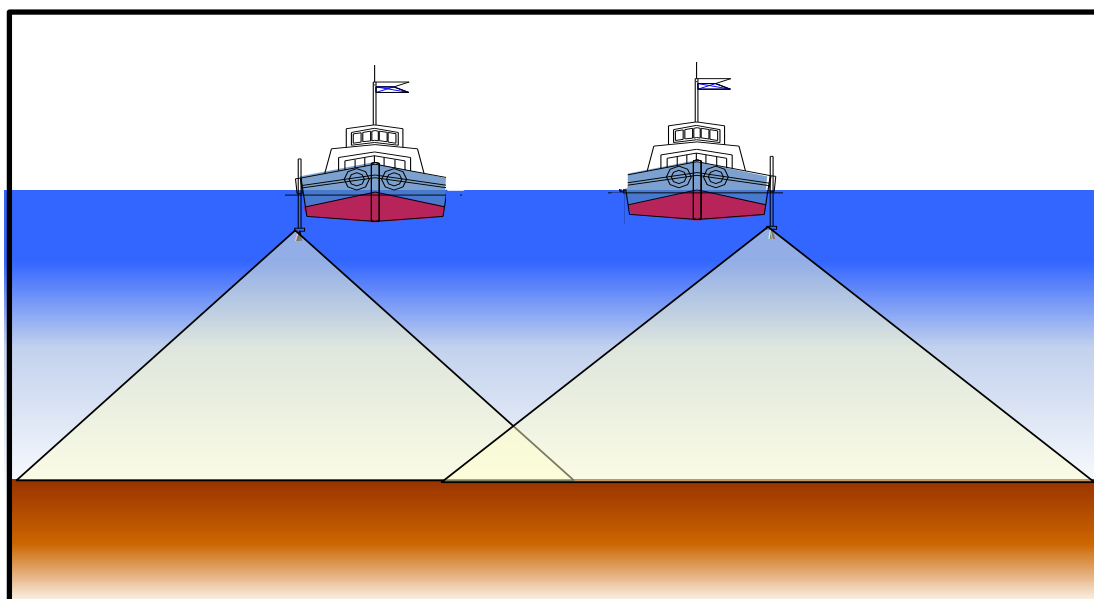
2-1-2. 事後測量

航路障害物撤去後、所定の水深が確保されているかの確認の深淺測量を実施します。また、障害物の撤去後の測量については、撤去されたことを確認できる測線幅を設定します。

測量は、事前測量と同様に行います。



図－２ 測深要領図



図－３ 付図－１

２－２．潜水調査

２－２－１．潜水調査

- (1) 港湾構造物の海面上部及び水中部を潜水士が被害状況等を目視点検する。
- (2) 被災状況が確認された場合は計測、記録及び写真撮影を行います。
- (3) 潜水作業は、〇〇〇〇〇方式により行います。



図－４ 潜水調査概要図

３．使用船舶

使用船舶については、以下の使用船舶一覧表に記載した 20 トン未満の小型船を使用します。

作業種別	船名	総トン数 (t)	長さ (m)	船舶番号	船長
測量船及び 調査船					

４．施工方法

４－１．航路障害物撤去

- 1) 測量結果を基に、海底に沈降している航路障害物を潜水土船、起重機船（クレーン付台船含む）、ガット船を使用して、所定の水深が確保できるまで撤去します。

①自動車・コンテナ：起重機船、クレーン付台船、潜水土船

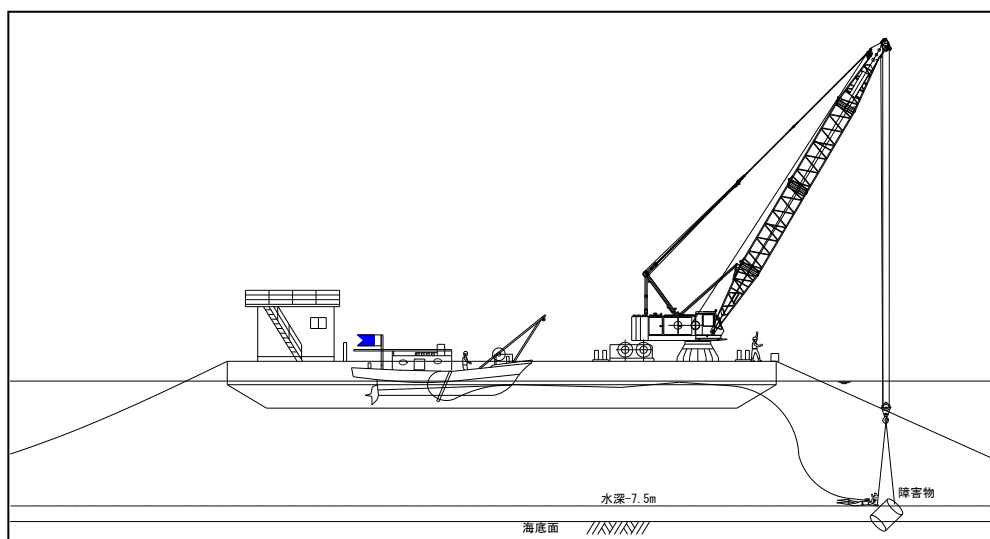
②がれき、漁具：起重機船、クレーン付台船、ガット船、潜水土船

- 2) 撤去物は、起重機船または土運船、台船に積み込んで、大阪港内へ陸揚げします。

- 3) 陸揚げにあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意を払い作業を行います。

- 4) 現場条件により、オイルフェンス等を設置して、漂流物の拡散防止につとめます。

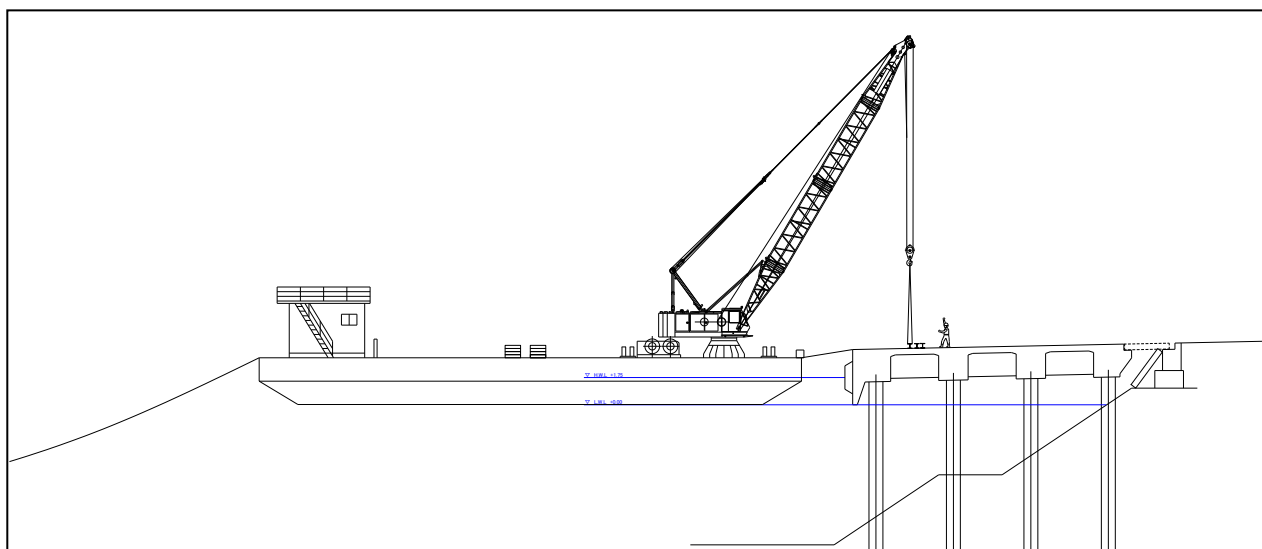
- 5) 暫定時、設定水深（その都度設定）が確保できていない地点には、明示のための旗（赤旗付竹等）を設置します。



図ー 5 障害物撤去図

4ー 2. 応急復旧

作業船の水深を確保しながら、岸壁の応急復旧作業に必要となる、資機材（バックホウ、トラクターシャベル、ダンプトラック、砕石等）を資機材運搬船（起重機船・ガット船・台船ほか）で岸壁まで運搬し、起重機船またはクレーン付台船により陸揚げを行います。



図ー 6 応急復旧図

事故防止措置及び安全管理

1. 共通

- (1) 本作業の現場責任者を以下の様に定め、作業全般の事故防止等について監督させます。

現場責任者 氏名 ()
※会社名 ()
連絡先 衛星電話 ()
現場連絡先 衛星電話 ()

- (2) 事前に作業内容等について関係者に周知し、所要の調整を図ります。また、作業区域周辺の被災状況等に関する情報を収集・整理し、作業関係者に周知します。
- (3) 予め緊急連絡体系表及び避難場所・避難経路図等を作成し、作業現場のわかりやすい場所に掲示します。また、事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡系統図により速やかに大阪海上保安監部に通報すると共に応急措置を施します。
- (4) 作業中は発注者との連絡手段を常時確保し、連絡を密にします。また、定時連絡等を設定するなどして作業船の現在位置を陸上関係者に連絡します。
- (5) 気象・海象情報を毎日収集し、事前に状況把握を行って作業の実施判断を行います。
- (6) 作業中は最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常に気象・海象の変化に留意し、次の基準に達した場合は作業を中止します。また、波浪警報等の気象警報が発表された場合は、速やかに沖合に避難或いは関係者を高台等の安全な場所に避難させます。

<作業中止基準>

	一般作業	潜水作業
風 速	10 m/秒 以上	8 m/秒 以上
波 高	1 m 以上	0.5 m 以上
視 程	2 km 以下	2 km 以下
潮 流	—	1 ノット/秒以上

※作業中止基準以下であっても危険と判断される場合には作業を中断・中止します。

(その他)

- ・大阪府及び和歌山県内で震度4以上の地震が発生した場合
 - ・津波注意報、警報が発表された場合
 - ・港長の指示があった場合
 - ・その他、現場責任者又は船長が危険と判断した場合
- (7) 港長から港則法第37条第3項及び第4項に基づく勧告・命令等の措置が講じられた場合は、これに従い安全な場所へ避難します。

- (8) 海事関係法令等は必ず遵守します。また、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火及び形象物を掲げます。
- (9) 作業船が作業現場等に夜間停泊する場合は、陸上関係者（大阪海上保安監部等）と十分調整のうえ安全な場所に停泊することとし、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照明します。また、アンカーワイヤーの水深5mの位置にアンカーブイ（黄色俵型、灯火付き）をそれぞれ設置します。
- (10) 作業員には救命胴衣、安全靴、安全帽、作業に必要な保護具の着用を義務付け、これを徹底させます。
- (11) 資機材等が海面に落下しないよう所要の措置を講じます。
- (12) 流出のおそれのある資機材には、所有者名及び連絡先を明記し、適切に管理します。
また、万一、資機材等が流出した場合には責任を持って回収します。
- (13) 作業中における油脂類等の取り扱いについては、海上流出等を生じさせないように万全の注意を払います。
- (14) 引火性危険物を取り扱う岸壁付近での作業に際しては、適時ガス検知を実施し、火気の取り扱いには十分注意します。
- (15) 作業員には許可書記載内容を周知し、徹底させます。
- (16) 許可内容を変更する場合は、大阪海上保安監部と調整の上、所要の手続きを行います。
- (17) 本許可書は現場に携行します。
- (18) 作業に際し港長から本許可申請書に対する特別の指示があった場合は、これに従います。

※1. 共通(1)会社名は、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

2. 潜水作業災害の防止

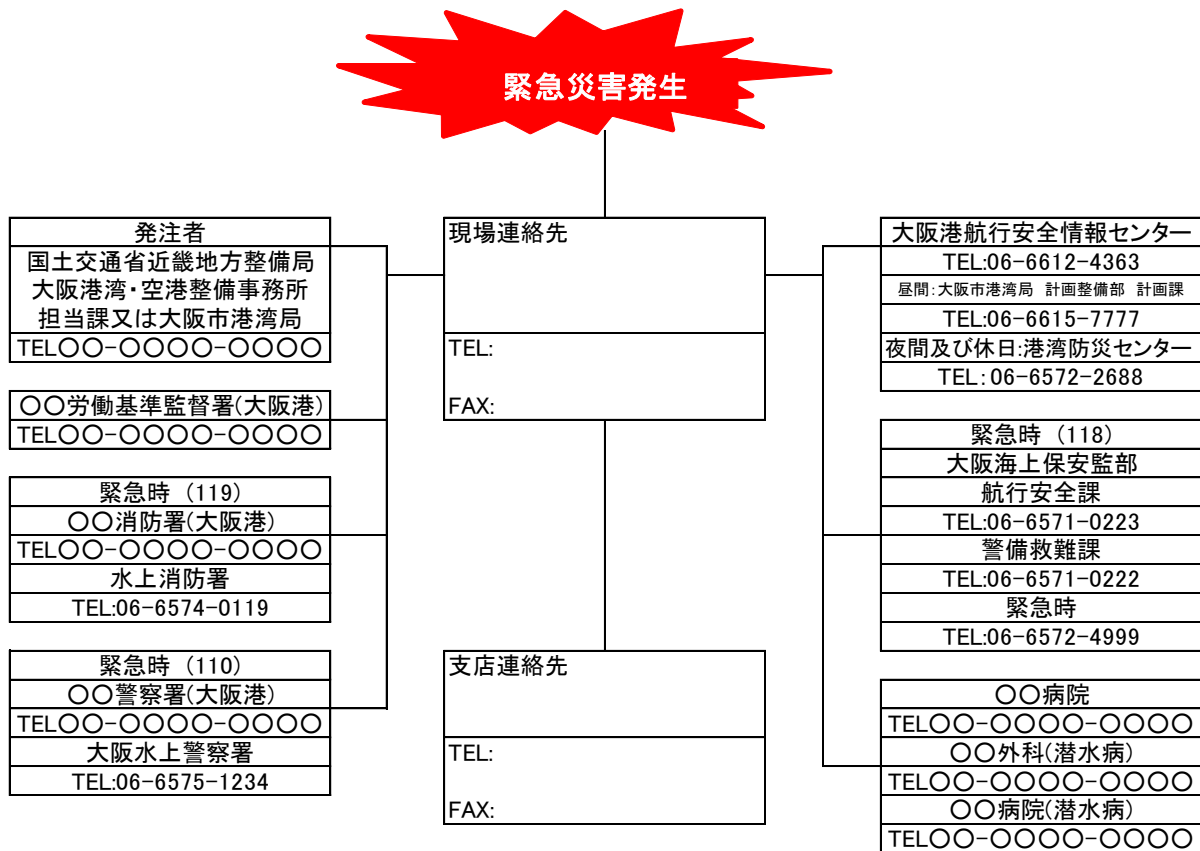
- (1) 潜水作業に先立ち、潜水土の健康状態の確認、潜水機材の点検、整備を行います。
- (2) 作業船（潜水土船）には海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
- (3) 作業中は、専従の警戒員の配置、または、警戒船を配備し、接近船舶等があれば赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- (4) 作業船には海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- (5) 作業船（潜水土船）と専従の警戒要員または警戒船とは、トランシーバー等により、また作業船（潜水土船）と潜水土とは水中電話等により、常時連絡設定します。

- (6) 事前に再圧治療が可能な病院を把握し、潜水病が発生した場合は速やかに移送します。

3. 撤去（沈降物、漂流物）作業災害の防止

- (1) 作業中は、専従の警戒要員の配置、または警戒船を配備し、接近船舶等があれば赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- (2) 作業船のアンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか作業を一旦中止し作業船を〇〇へ避難させます。
- (3) 作業船には海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- (4) 作業船のアンカーワイヤーの水深〇mの位置にアンカーブイ（黄色俵型）を設置します。

※4. 緊急連絡体系表



緊急時連絡表

役 職	氏 名	連絡先	
		昼・平日	夜間・休日
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所又は大阪市 港湾局		TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
総括監督員	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**
主任監督員	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**
現場監督員	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**
〇〇〇〇株式会社		**-*--**--**--**	
現場代理人	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**
管理技術者	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**
主任技術者	〇〇 〇〇	**-*--**--**--**	**-*--**--**--**

※4. 緊急連絡体系表の現場連絡先・支店連絡先が、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

(別紙 4)

作業船舶一覽表

作業船舶一覽表

[illegible]